

令和3年4月6日開催

第1回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和3年度 第1回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和3年4月6日(火)
2. 開催時刻 開 刻 13時40分
閉 刻 14時30分
3. 開催場所 遠軽町議会議場
4. 出席委員 17人

会 長	18番	新国	純一
会長職務代理者	17番	石丸	博雄
委員	1番	梶田	政實
委員	2番	佐藤	克哉
委員	3番	菅井	誠
委員	5番	西	美紀
委員	6番	菅井	美德
委員	7番	林	秀和
委員	8番	鈴木	和弘
委員	9番	岡田	一司
委員	10番	石山	幸一
委員	11番	大河原	正一
委員	12番	大村	明
委員	13番	須藤	智弘
委員	14番	西原	弘子
委員	15番	原田	喜一郎
委員	16番	早川	剛司

5. 欠席委員 1人

委 員	4番	笹原	仁
-----	----	----	---

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委 員	6番	菅井	美德
委 員	15番	原田	喜一郎

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 原 吉生

第3 報告第1号 農業委員会事務局職員の任免について

報告第2号 令和2年度農業委員会事務報告について

議案第1号 令和3年度遠軽町農業委員会活動日程等について

議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第3号 農業振興地域整備計画変更(農用地区域除外)について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

7. 出席農業委員会事務局職員

事務局 長	広瀬 淳次
農地・農業振興担当係長	原 吉生
農地・農業振興担当係長	大久保 元
農地・農業振興担当係長	森谷 智之
農地・農業振興担当主任	加藤 一実

8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された令和3年度第1回（R3.4.6）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員17名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、6番 菅井（美）委員、15番 原田委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆諸般の報告

1. R3.3.3（水）13：30～
第12回農業委員会総会
2. R3.3.4（木）～12（金）10：00～
第1回遠軽町議会（定例会）
新国会長、広瀬事務局長出席

◆今後の予定

1. R3.4.7（水）
遠軽町農業担い手対策協議会第4回定期総会【役場本所3階大会議室】
新国会長、広瀬事務局長出席
2. R3.4.8（木）
第100回オホーツク農業委員会連合会通常総会【紋別市紋別セントラルホテル】
新国会長、広瀬事務局長出席予定
3. R3.4.27
令和3年度遠軽町農業推進協議会総会及び遠軽町農業再生協議会総会【役場本所3階大会議室】
新国会長、広瀬事務局長出席予定
4. R3.5.10（月）13：30～
第2回農業委員会総会

議 長 　　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
　　　　　　(質疑なしの声)

議 長 　　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
　　　　　　なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。
　　　　　　議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

　　　　　　それでは、報告第1号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。

　　　　　　事務局から、議案を説明させます。
　　　　　　　　　　(事務局 議案朗読説明)

事務局 　　報告第1号「農業委員会事務局職員の任免について」を説明いたします。
　　　　　　議案書をご覧ください。

1 任命を解く職員

主 幹 吉岡 秀利

遠軽町農業委員会農地・農業振興担当主幹の職を解く
併せて遠軽町農業委員会事務局職員の併任を解く

係 長 小川 哲也

遠軽町農業委員会農地・農業振興担当係長の職を解く
併せて遠軽町農業委員会事務局職員の併任を解く

係 長 原 吉生

遠軽町農業委員会農地・農業振興担当係長の職を解く
併せて遠軽町農業委員会事務局職員の併任を解く

主 査 市原 英二

遠軽町農業委員会農地・農業振興担当の職を解く
併せて遠軽町農業委員会事務局職員の併任を解く

2 任命をする職員

係 長 森谷 智之

遠軽町農業委員会事務局職員の併任を命ずる
遠軽町農業委員会農地・農業振興担当係長を命ずる

係 長 原 吉生

遠軽町農業委員会事務局職員に任命する
遠軽町農業委員会農地・農業振興担当係長を命ずる

係 長 大久保 元

遠軽町農業委員会事務局職員の併任を命ずる
遠軽町農業委員会農地・農業振興担当係長を命ずる

主 事 松尾 和康

遠軽町農業委員会事務局職員の併任を命ずる
遠軽町農業委員会農地・農業振興担当を命ずる

3 任免年月日
令和3年4月1日

以上で説明を終わります。

議 長 これより、報告第1号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、報告第1号を終わります。

議 長 暫時休憩します。（13：46～13：48）
（新職員挨拶）

議 長 再開します。
次に、報告第2号「令和2年度農業委員会事務報告について」を議題と
します。
事務局から、議案を説明させます。
（事務局 議案朗読説明）

事務局 報告第2号「令和2年度農業委員会事務報告について」を説明いたしま
す。
議案書をご覧ください。

議案につきましては、事前に配布をしておりますので、要点のみを報告
したいと思いますので、ご理解のほどよろしく願います。

1の組織につきましては、会長をはじめ各委員、事務局について載せて
ございます。

2の農業委員会総会等の開催でございますが、総会を12回、農政部会
1回と農地部会を2回、農地利用状況調査を各地域で1回実施してござ
います。

4の農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく事務につきまして、3
条については13件375,627㎡、5条については2件11,222
㎡、18条については45件2,115,491㎡の取り扱い、基盤強化
法については92件9,274,974㎡の取り扱いとなっております。

5の農地移動あっせん事務については、「成立」15件605,238
㎡、「不成立」3件252,424㎡の取り扱いとなっております。

なお、「不成立」の件については、北海道農業公社との買入協議により
農地保有合理化事業で公社に売り渡しています。

8の農業者年金関係事務につきましては、191件の受付をしております。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、報告第2号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、報告第2号を終わります。

次に、議案第1号「令和3年度遠軽町農業委員会活動日程等について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「令和3年度遠軽町農業委員会活動日程等について」の説明をいたします。議案書をご覧ください。

別紙の活動日程(予定)につきましては、本日の農業委員会の総会をはじめ、以下のとおり予定しております。

なお、7月26～8月6日の「各地域ごとの農地パトロール(利用状況調査)週間」では、各委員にご協力をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

その1

1 通知者の住所氏名

賃貸人—紋別郡遠軽町 ● ● ●

● ● ● ●

賃借人—紋別郡遠軽町 ● ● ●

● ● ● ●

- 2 通知の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「5筆合計 32, 212」
- 3 通知の理由
平成25年6月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。
- 4 解約の種類
合意解約
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その2

- 1 通知者の住所氏名
賃貸人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●相続人 ●● ●●

賃借人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●
- 2 通知の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「3筆合計 35, 514」
- 3 通知の理由
令和2年4月1日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。
- 4 解約の種類
合意解約
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号その1についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
次に議案第2号「その2」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外について）」
を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

- 1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外3筆」・現況地目「原野」・面積（㎡）「4筆合計44,657」
- 2 農用地区域除外後の土地利用計画
植林のため。
- 3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
44,657㎡
- 4 農用地区域除外の理由
植林のため
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、申請者が植林するための農用地区域除外申請があった件でございます。

その2

- 1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・現況地目「原野」・面積（㎡）「2筆合計37,950」
- 2 農用地区域除外後の土地利用計画

植林のため。

3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
37,950 m²

4 農用地区域除外の理由
植林のため
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、申請者が植林するための農用地区域除外申請があった件でございます。

その3

1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・現況地目「原野」・面積
(m²)「986」

2 農用地区域除外後の土地利用計画
農家住宅建設のため。

3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
986 m²

4 農用地区域除外の理由
農家住宅建設のため
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、申請者が農家住宅建設をするための農用地区域除外申請があった件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号「その1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「その2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
次に、議案第3号「その3」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」13件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号1につきましては、使用貸借でございます。
整理番号1、所在「●●●」・地番「●●内」・地目「公簿一畑、現況は全て畑」・面積(㎡)「4,000」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「使用貸借」・法律関係「使用貸借」・始期「R3.4.15」・終期「R8.4.14」・期間「5年」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、使用貸借の設定をしておりましたが、期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。次に整理番号2から整理番号13までは賃貸借でございます。

整理番号2、所在「●●●」・地番「●●内外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「2筆合計 21,000」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃貸借」・始期「R3.4.15」・終期「R13.4.14」・期間「10年」・金額(円)「10a5,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借の設定をしておりましたが、期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号3、所在「●●●」・地番「●●内外4筆」・地目「公簿一畑、原野・現況は全て畑」・面積（㎡）「5筆合計 8,000」・貸主「●●●●」・借主「●●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.4.15」・終期「R13.4.14」・期間「10年」・金額（円）「10a4,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借の設定をしておりましたが、期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号4、所在「●●●」・地番「●●外8筆」・地目「公簿一畑、田及び現況は全て畑」・面積（㎡）「9筆合計 50,995」・貸主「●●●●」・借主「●●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.4.15」・終期「R13.4.14」・期間「10年」・金額（円）「年 200,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号5、所在「●●●」・地番「●●内外2筆」・地目「公簿一畑、田現況は全て畑」・面積（㎡）「3筆合計 41,000」・貸主「●●●●」・借主「●●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.4.15」・終期「R8.4.14」・期間「5年」・金額（円）「年 205,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定していましたが、期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号6、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑、及び現

況は全て畑」・面積（㎡）「11,651」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.4.15」・終期「R13.4.14」・期間「10年」・金額（円）「年 50,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定していましたが、期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号7、所在「●●●、●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿一畑、雑種地」・現況は全て畑」・面積（㎡）「4筆合計 60,019」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.4.15」・終期「R13.4.14」・期間「10年」・金額（円）「年 215,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借の設定をしておりましたが、期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号8、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿一原野、及び現況は全て畑」・面積（㎡）「46,717」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.4.15」・終期「R13.4.14」・期間「10年」・金額（円）「年 110,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号9、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿、現況は全て畑」・面積（㎡）「26,464」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.4.15」・終期「R8.4.14」・期間「5年」・金額（円）「年 90,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借の設定をしておりましたが、期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号10、所在「●●●」・地番「●●外5筆」・地目「公簿、現況は全て畑」・面積（㎡）「128, 588」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3. 4. 15」・終期「R4. 12. 31」・期間「1年8ヶ月」・金額（円）「年 240, 000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借の設定をしておりましたが、期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号11、所在「●●●」・地番「●●外22筆」・地目「公簿、現況は全て畑」・面積（㎡）「123, 445」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3. 4. 15」・終期「R8. 1. 14」・期間「4年9ヶ月」・金額（円）「年 185, 160」・支払方法「毎年12月10日までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号12、所在「●●●」・地番「●●外14筆」・地目「公簿、現況は全て畑」・面積（㎡）「128, 979」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3. 4. 15」・終期「R8. 1. 14」・期間「4年9ヶ月」・金額（円）「年 184, 420」・支払方法「毎年12月10日までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号13、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿、現況は全て畑」・面積（㎡）「35, 514」・貸主「●● ●●相続人●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3. 4. 15」・終期「R6. 3. 31」・期間「2年11ヶ月」・金額（円）「10a3, 000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第4号「整理番号1」についての質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●● ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。（14：02～14：02）

議長 再開します。
これより、議案第4号「整理番号1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第4号「整理番号1」についての審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。（14：03～14：03）

議長 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第4号「整理番号1」については、原案のとおり決定されましたので、その旨報告します。

議長 これより、議案第4号「整理番号2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号3」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号4」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号5」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号6」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号7」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
次に、議案第4号「整理番号8」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
次に、議案第4号「整理番号9」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
次に、議案第4号「整理番号10」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
次に、議案第4号「整理番号11」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
次に、議案第4号「整理番号12」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
次に、議案第4号「整理番号13」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもって、令和3年度第1回農業委員会総会を閉会します。